

食品安全委員会（第982回会合）議事概要

日 時：令和7年5月13日（火） 14：00～15：40
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長ほか6名出席
傍聴者：一般17名

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第62条第1項に基づく政令指定及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）の一部改正
- ・ と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）の一部改正

→農林水産省及び厚生労働省から説明。

本件については、当該家畜の疾病のまん延防止のための措置を講じるための改正及びと畜場法に係る施策の整合性を図るための形式的な改正であり、当該家畜の疾病「ランピースキン病」については、令和6年3月に公表した食品安全委員会動物用医薬品評価書「ランピースキン病生ワクチンを接種した牛に由来する食品の安全性」の食品健康影響評価において、「人獣共通感染症の病原体ではなく、人へは伝播しない」と結論付けたことを踏まえると、当該家畜の疾病に由来する人への健康への悪影響があるとは考えられないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するものとし、リスク管理機関（農林水産省及び厚生労働省）に回答することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 飼料添加物 2品目
グアニジノ酢酸
たん白質の加水分解により製造されるL-イソロイシン

→農林水産省から説明

本件については、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 3品目
VAL-No. 6株を利用して生産されたL-バリン
除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ
KWS20-1系統（食品）

除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ
KWS20-1 系統（飼料）

→消費者庁及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品 2 品目

食品健康影響評価について＜牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢
2 価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合ワクチン
（シード）（キャトルマスターFP5）

豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（シード）（プリバセントPR
RS20、同50、同100）

→農林水産省から説明。

本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康
に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認め
られる旨をリスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「ILE-No. 2 株を利用して生産されたL-イソロイシン」に関する審議
結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた
意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換
え食品等専門調査会に依頼することとなった。

・「AH-No. 1 株を利用して生産されたL-カルノシン」に関する審議結
果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた
意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換
え食品等専門調査会に依頼することとなった。

・「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95275 系統」に関する審
議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた
意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換
え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- ・「JPAN011 株を利用して生産されたセルラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「DHA 産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ (NS-B50027-4) (食品)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「DHA 産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ (NS-B50027-4)」については、「遺伝子組換え食品 (種子植物) に関する食品健康影響評価指針」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、人工腸液によるアルカリ処理及び酵素処理の結果に関する情報が不十分であり、非組換えセイヨウナタネと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因がないことを判断することができなかった。一方で、キャノーラ NS-B50027-4 の種子から搾油・精製された油については、製造方法及び油中の総タンパク質含有量等の情報を踏まえ、評価指針第1章第4の2及び4に基づき、食品として利用される形態を考慮し、WOE (weight of evidence) に基づく階層的なアプローチを適用して評価した結果、非組換えセイヨウナタネの種子から搾油・精製された油と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。したがって、「DHA 産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ (NS-B50027-4)」の種子から搾油・精製された油については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (消費者庁) に通知することとなった。

(5) 令和7年度食品安全確保総合調査課題 (案) について

→事務局から説明。

本件については、(案) のとおり決定した。

(6) その他

- ・食品安全委員会の運営について (令和7年1月～令和7年3月)

→事務局から報告。